

第1回鳥栖市子ども・子育て会議 議事録要旨

平成25年12月3日(火)

19:00~21:00

市役所第2階第1会議室

1. 開会、委嘱状交付

(1) 市民福祉部長挨拶

(2) 委嘱状交付、各委員、事務局紹介

(委員出席13名、欠席2名)

(3) 会議会長及び副会長選出

→事務局より会長に上野委員(佐賀大学大学院)、副会長に松隈委員(鳥栖市保育会)を提案、委員一同了承

2. 議題概要

(1) 子ども・子育て支援新制度について

事務局：以下の資料に基づき説明。

- ・子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨説明(資料3ページ)
- ・子ども・子育て支援法の概要説明(資料4~5ページ)
- ・子ども・子育て会議について概要説明(資料1~2ページ)

委員：学童保育についてはどう変わるのか？

事務局：従来は第2種社会福祉事業として県へ届け出る必要があったが、新制度においては市町村事業となり、市へ届け出てもらうこととなる。また、法令により実施基準が示されるため、市として条例を定める必要がある。

利用できる児童はこれまで概ね10歳以上となっていたが、小学生全般が対象となった。

委員長：今回の新制度は、まず待機児童を解消すること、認定子ども園や小規模保育園など保護者の選択肢が広がること、あわせて教育や保育の量的確保と質の向上にも取り組むことなどが主眼になると思われる。

今回の子ども・子育て会議には、これらを実施するための事業計画をつくるために市に対し意見するという役割と理解してよいか。

事務局：仰せのとおり。

(2) 鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の策定について

事務局： 以下の資料に基づき説明。

- ・ニーズ調査の実施について（資料6～7ページ）

委員長： 新たな子育て支援新制度については、県内の多くの自治体が少子化を念頭
においての計画づくりになると思われるが、鳥栖市においては人口増加して
いるという特殊な状況があること、かつ保育の質の向上を求められるという
ことを念頭におかなければならない。

新制度への移行を機会とし、より子育て支援施策を充実させれば、益々他
市からの人口の流入を呼び込めることになると思う。

委員： ニーズ調査回収率が悪い場合でも、予定通り回答〆切日（12月19日）
で回収を終えるのか？

事務局： 県への集計報告期限が12月末のため、集計作業期間を考慮し12月19
日を回答〆切日とした。

ただし、県への集計報告後も随時回収したものは市の集計に加え、見込量
算出に反映させる。回収率が低い場合は督促状を送るなど対応する。

委員： 調査対象者の抽出数の設定根拠は。校区別に見込量を算出するには抽出数
が1,500人では少ないのでは？

事務局： 調査対象者は、町区別の小学3年生以下の児童人口の比率により無作為抽
出した。全体の抽出数については他市を参考に人口規模から同レベルである。

委員： 幼稚園の預かり保育の調査対象は？

事務局： 全園児が対象となる。

委員： これまで幼稚園児の親の就労状況がわからなかったので、今回の調査で把
握できるよい機会になると思う。

委員： 小学生低学年（1年～3年）が調査対象となっているが、高学年（4年～
6年）の利用ニーズも高まっており、調査対象を拡大できないか。

事務局： 就学後の調査対象者数は本市と同規模の自治体の実施状況などを参考に3
00世帯と設定しているので精度は保てると見込んでいる。高学年の利用意
向については、新制度が始まる27年度に高学年となる現在の低学年を対象
とした。

委員： 調査対象300世帯、回収率50%想定しているが150世帯の調査結果
で地区別の正確なニーズ量が把握できるか疑問。

回収率を上げるためにも、学童保育施設を通じ直接利用者へ調査を実施す

ることができないのか。

事務局： 今年度、今回のニーズ調査とは別に生涯学習課でも学童利用者に利用意向のアンケートを実施しており、それらも活用しながら現状分析やニーズ量算出の際には参考としたい。

委員： 学童保育の高学年実施はしないのか？

事務局： 現段階では未定である。

委員： 待機児童のカウント方法が自治体によって違う。待機児童8名と言われたが、水面下では100名程とも聞く。鳥栖市の待機児童の定義を伺いたい。

事務局： 待機児童の定義は国が示しており、特定の園を希望せず入所申し込みをしているが入所できない児童が待機児童である。

委員長： 保育園利用については、親の就労状況、世帯の状況により希望の保育園に入れない児童が存在しており、それを認可外保育所がカバーしているという状況である。そのような状況に、量的にも質的にも対応できるようこの事業計画を策定する必要がある。

委員： 現在では認可外保育園への公費補助は一部、健康診断費ぐらいでほとんど補助がない。新制度において小規模保育が公費補助の対象となると聞いており、他の認可外保育事業者も新制度において小規模保育を目指す動きがあると聞いている。

事務局： 新制度において小規模保育事業は施設給付の対象となる。ただし、3歳未満児を保育する施設として位置づけられ定員も19人以下となる。

市が定める施設基準も満たし市の認可を受ける必要があり、まず前提としてニーズ調査を経て、市の子育て支援事業計画に位置付ける必要がある。

委員： 小規模保育では2歳児以降の受け入れができなくなるため、既存の3歳以上の子どもをどうするのか、小規模保育と3歳以上の受け入れを同時に行えるのかなど検討しなければならない。

とにかく、市としても事前の周知、事業者に向けても保護者に向けても新たな制度でどのように変わるのか周知をお願いしたい。

委員長： 現在の認可外保育園は小規模保育に移った場合、既存の3歳以上の児童の受け入れをどうするか、2歳で卒園した場合の受け皿をどうするかの課題がある。

給付の対象となれば経営はどうなるのか？

委員： 現状は保護者からの保育料で運営しており、施設給付がもらえれば運営するうえでは大変助かる。

副委員長： 保育園、幼稚園、認可外保育園とも新制度によりそれぞれ対応が異なってくると思われる。個別の園で判断すべき課題と鳥栖市全体を考えた計画策定のための議論と区別した方がよい。

さまざまな当事者が集まる場なので、それぞれの意見と個別に市に対応をお願いすることに分けて考えた方がよい。

委員長： 認可外保育園への対応は、市としてもこのような問題を抱えていることを認識してもらいたい。

新制度は大きな変革となるため、事前に市としての考え方を事業者や保護者に説明、周知することは重要であると考えます。今回のニーズ調査で保護者のニーズをしっかりと把握し、新制度に移行することで、子育てを取り巻く環境が向上し、親も安心して預けられるようにできればよい。

委員： 施設をいくつ作るかがメインではなく、就学前の一番重要な時間を預かる幼稚園、保育園などが、小学校との連携の推進、いかに質の高い幼児教育を提供できるかの取り組みも考えるべき。

ニーズ調査による単なる数量の把握、対応だけでなく、教育や保育の質の向上に伴う取組もお願いしたい。

まず根本は子どもの最善の利益を守っていくということ。今回の会議をより実りのあるものとするために、子育て支援法や国が定める基本指針の趣旨を各委員で共有することが必要だ。

委員長： 質の向上への取り組みも大変重要な課題である。ニーズ調査で質の向上に対するニーズを把握できるのか。

行政としては予算を確保すること、量的な確保と行い待機児童を減らすことのみにならないよう、どのように質を高めていくのか具体的な手法を考える必要がある。

事務局： ニーズ調査票については国が示す雛形を基に実施しており、調査票は将来の利用意向など量的な確保の部分が多くを占めている。

委員長： 今後調査結果を分析していく中で、質の向上のためにこのニーズ調査結果をどのように関連付けるのか考えなければならない。先ほども述べたが、人口が増える数少ない自治体の中で、量的な確保と質の向上の2つに取り組んでいかなければならない。

調査業者： 質の向上については、今後現在の幼稚園、保育園など事業者に対し新制度

についてどのように考えているか意向確認調査を行うこととしている。その中で事業者が現在抱える問題や、質向上に取り組みに必要な事、改善点などを調査していきたい。

委員： 調査票の最後に自由記載欄があり、自由記載だからこそ親の本音や要望が聞ける部分である。調査結果については個別にまとめるなど大切に取り扱ってほしい。

委員： 幼稚園の就労状況調査は記名する必要があるのか？

事務局： 国の雛形を使用したがる、任意の調査であるため記名しなくてもよい。

委員： 記名では回収率が下がるのではないか。

事務局： すでに調査票を配布しているが、無記名でもいいことを周知したい。

委員： 今回の法律及び事業計画は、待機児童対策が主眼で現在の次世代育成支援行動計画のように母子保健、青少年健全育成、子育てしやすい環境づくりなど幅広い部分が盛り込まれていない。

事務局： 事業計画策定にあたっては、ニーズ調査の結果及び国の策定指針に基づき策定することとなる。現在の次世代育成支援法の27年度以降の取り扱いが示されておらず、場合によっては本事業計画が従来の次世代育成支援計画を含むものになるかもしれない。

(3) 計画策定のスケジュールについて

事務局： 以下の資料に基づき説明。

事務局： 以下の資料に基づき説明。

- ・計画策定スケジュールについて（資料8ページ）

以上